

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、当法人の定款の定めに基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定める。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等への報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、費用を弁償する。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。